

館山市クラウドファンディング型企业誘致・起業支援補助金

館山市では、地域課題の解決や地域資源の活用に繋がる事業を行うため、新たに事業所を開設・起業する方を募集します！

補助事業者認定及び交付決定後、クラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを活用し、市が資金を募集します。資金募集の目標額を上回った場合は、資金募集目標額を補助します。資金募集の目標額に達しない場合、寄附額に応じて算出した補助額となります。

募集期間

令和8年4月20日(月)から6月12日(金)まで

【補助金交付までの流れ】

① 補助事業の認定・交付申請	申請期間：4/20～6/12
② 審査	事業内容の審査：6月下旬～7月上旬頃
③ 事業の認定・交付決定	補助事業を認定し、認定結果・交付決定の有無を通知
④ 資金募集	募集期間：10/1～12/31(予定)
⑤ 事業の完了	年度末までに補助事業を完了
⑥ 実績報告提出	事業完了後30日以内に報告
⑦ 補助金交付請求	市から支払い次第終了

● 対象事業者

- ・ 館山市で新しく事業所を開設する法人
- ・ 館山市で起業する（新たな事業を開始する）法人・個人事業主

● 交付対象者

【共通】

次の①～⑥すべての要件に該当する方

- ① 資金募集の結果、目標額に達しなくても事業を実施する者
- ② 産業振興、地域課題解決等に関する事業を行う者
- ③ 市税等を滞納していない者
- ④ 暴力団員等でない者
- ⑤ 関係法令を遵守している者
- ⑥ その他市長が不相当であると認めない者

【館山市に新しく事業所を開設する場合（法人）】

※ 共通とア～ウすべての要件に該当する方

- ア) 市外に本社または主たる事業所を有する者
- イ) 市内で新たに事業所を設置する者
- ウ) 市内で継続的な事業活動を行う意思を有する者本店を有する者

【館山市で起業する場合（個人・法人）】

※ 市長が定める日までに起業を予定している者又は補助事業の認定申請時に
起業の日から 12 か月を経過していない者

※ 共通とア～エすべての要件に該当する方

- ア) ①～③のいずれかに該当する者
 - ① 館山市に居住し、住民票を移している者
 - ② 館山市に本店を有し、代表者が①に該当する法人
 - ③ 館山市に主たる事業所として事業活動を行う者
- イ) 館山市に事業所を設置または設置しようとしている者
- ウ) 許認可等を必要な起業の場合、既に当該許認可を受けている者
- エ) 起業後、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者となる者

●提出書類

【共通】

- ①館山市クラウドファンディング型企業誘致・起業支援事業補助金申請書（第1号様式）
- ②市税等の完納証明書（第2号様式）
- ③営業許可証の写し
- ※ 許認可を必要とする業種の場合に限る
- ※ 未取得の場合は、取得後に提出すること
- ④事業計画書（第3号様式）
- ⑤補助対象経費に係る見積書及び契約書の写し
- ⑥その他市長が必要と認める書類

【館山市に新しく事業所を開設する場合】

- ①法人の登記事項証明の写し又は謄本
- ②従業員雇用計画書を記載した書類
- ③事業所の設置場所がわかるもの

【館山市で起業する場合】

- ①認定・交付申請者（法人は代表者）の住民票の写し
- ②登記事業証明書の写し（法人登記済の場合）
- ③個人事業の開廃業等届出書

●資金募集目標額

補助対象経費（200万円から1,000万円までの額）の2分の1の額（1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。）

●補助額

ア クラウドファンディング型ふるさと納税分 補助対象経費の2分の1

イ 市単独補助分 クラウドファンディング調達分の2分の1

※寄付額が0円の場合は、補助金額は0円となります。

比較項目	目標達成(100%)	目標達成(200%)	未達成(70%)	未達成(40%)
①補助対象額(経費)	1000万	1000万	1000万	1000万
②CF分補助限度額 (①×1/2)	500万	500万	500万	500万
③CFされた額 ※1	500万	1000万※2	350万	200万
④市単独分補助金 (②か③どちらか低い方×1/2)	250万	250万	175万	100万
⑤補助金額 合計 (②か③どちらか低い方+④)	750万	750万	525万	300万
自己負担額(①-⑤)	250万	250万	475万※3	700万※3

※1 寄附額から経費(返礼品代・サイト掲載手数料等)を差し引いた後の額となります。

なお、CFの寄附目標額は、経費を考慮した上で市が設定します。

※2 CFされた金額③が限度額②を超えた場合は、超過分は関連する市の事業で活用します。

※3 CFされた金額③が限度額②に達しなかった場合、自己負担額が増加します。

●対象事業経費

補助対象経費（資本金、借金の返済に要する経費及び消耗品費を除く。） 消費税及び地方消費税の額を除いた経費とする。	機械装置等費 (設備・備品購入費)	補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費（汎用性が高く使用目的が特定されないものを除く。）
	広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成及び広報媒体等を活用するために要する経費
	ウェブサイト関連費	販路開拓等を行うためのウェブサイト及びECサイト等の開発、構築、更新、改修、運用等に要する経費
	開発費	新商品の試作品及び包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工等をするために要する経費（開発・試作した商品をそのまま販売する場合を除く。）
	使用料及び賃借料	補助事業の遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料、事務所・店舗等の借上げ料等に要する経費（12月分（当該年度分）を限度とする。）
	委託・外注費	上記に該当しない経費であって、店舗の改修工事その他の補助事業遂行に必要な業務を第三者に委託するために要する経費（自ら実行することが困難な業務に限る。）
	人件費 その他	新規雇用者の人件費（12か月分（当該年度分）を限度とする。） その他市長が必要と認める経費

●その他注意事項

- ・他人が行っていた事業を承継して行い、又は行おうとする者は対象外とする
- ・仮設又は臨時の店舗、その他その設置が恒常的でない店舗で事業を行い、又は行おうとする者は対象外とする
- ・フランチャイズ契約を締結し、実施する者は対象外とする
- ・補助対象経費の4分の1以上を負担できない者は対象外とする。
- ・国、県または市等から、本補助金以外の起業に関する補助を受ける場合は、他の補助の対象になる経費については、本補助金の対象経費から除く

【お問合せ・申請先】

館山市建設経済部雇用商工課雇用商工係

〒294-8601

館山市北条 1145-1

TEL : 0470-22-3362

FAX : 0470-23-3315

Mail : shoukan@city.tateyama.chiba.jp

下記 QR コードから市の HP にアクセスできます。HP より、申請書等ダウンロードをお願いいたします。

